

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日から、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）にトラック運転手として勤務し、同県D市及びE等にあるF工場間の飲料運送業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前9時20分頃、A県D市のG工場で荷積作業を終了した後、トラックの脇で倒れているところを発見されH病院に救急搬送されたが、同日午前10時42分に死亡が確認された。死体検案書には、直接死因「心室細動（以下「本件疾病」という。）」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は長時間業務によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病及びその死亡が業務上の事由に基づくものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 死体検案書、I医師の意見書及びJ医師の意見書により、被災者は本件疾病を発症した旨述べられているところ、同意見等は妥当であり、当審査会としても、被災者は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、虚血性心疾患等の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の本件疾病発症前における業務による過重負荷の有無についてみると、まず、被災者の労働時間について、監督署長は、運転時間及び荷の積み降ろし時間としており、荷の積み降ろしにかかる手待ち時間については、K営業部長の聴き取り調査から、運転日報の「積み」及び「降し」の労働時間にそれぞれ含まれているものとしている。当審査会としても、被災者の業務における過重性を評価する観点から、労働時間に関する監督署長の認定は妥当であるものと判断し、以下、検討することとする。

ア 被災者の発症日前日から発症日までの勤務状況は、運行指示書及び運転日報によると、L（サービスステーション）で〇日午前5時半頃まで車中泊（約6時間30分休息）後、M市及びN市で荷を降ろし、P市で荷を積み、Q郡、R市及びS市などで荷を降ろした後、〇日午前3時半頃にD市の工場に戻っている。L出発後D市の工場に戻るまでの約22時間の中での総運転時間は

10時間程度であり、荷の積み降ろしは、M、N、P及び被災者が倒れたDの工場においても被災者自らが荷の積み降ろし作業そのものを行うことはなく、各工場の作業員がフォークリフトで積み降ろしを行うことが認められており、今航回において強度の精神的及び身体的負荷を強いられるなどの異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 被災者の発症前1週間の勤務状況は、運転日報によると、終日休日は認められないものの、発症日前日に56分、発症日2日前に1時間44分の時間外労働時間数が認められるのみで、発症日5日前から4日前にかけて連続約30時間の休息時間が認められることから、長時間労働による負荷要因は認められない。

ウ 被災者の発症前おおむね6か月間の時間外労働については、発症前6か月平均で47時間39分と、発症と業務の関連性が弱いとされる45時間を超えているものの、発症前1か月間は29時間47分で、発症と業務の関連性が強いとされる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間平均で80時間に至っていないことから、長時間労働による負荷要因は認められない。

なお、被災者の航回状況から拘束時間の長い勤務形態が認められるが、トラック内の宿泊設備や休憩所などの施設が整備されており、連続した長い休息時間が与えられ、その間の自由行動も認められていることからすると、相当程度の拘束性は認められるものの、業務の過重性は認められないものと判断する。

エ 請求人らは、被災者が倒れた原因は、Fの仕事に対するストレスである旨主張している。しかしながら、当審査会としては、被災者の長い運転経歴、E地区中心の定まった運行ルート、さらには使用するトラックがウイング車であることから可能となる、荷の積み降ろし及び荷物の飛散対処に労力を要しないことなどを勘案したうえで、会社関係者の申述からも、被災者のドライバー業務が同僚のそれと比較して過重であったとは認められないことから、請求人らの主張を認めることはできない。

以上、検討したところを総合すると、被災者が、本件疾病発症前に業務による明らかな過重負荷を受けたとの判断はできないものである。

3 以上のとおりであるので、被災者に発症した本件疾病及びその死亡は業務上の

事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。